

# 石橋記者名誉棄損訴訟逆転勝利判決報告

2023年10月4日  
神奈川新聞石橋記者弁護団

## 1 本件の経緯

本件は、一審原告佐久間吾一が、神奈川新聞石橋学記者（以下、「石橋記者」という。）が神奈川新聞に記載した複数の記事や発言などに関し、名誉毀損による慰謝料として金1000万円のうち一部請求として金280万円の支払を求めて横浜地方裁判所川崎支部に提訴した裁判である。

2023年1月31日付の地裁判決においては石橋記者の発言に関し一部敗訴とする不当判決がなされていた。

## 2 本件判決の概要と意義

本日、東京高等裁判所は、2019年5月18日に川崎駅前で一審原告佐久間にに対して、その演説中に、「勉強不足だし、知識不足」「でたらめを言っている」などと発言した石橋記者の発言について、不法行為の成立を認め金15万円の賠償を命じた一審判決を取り消し、一審原告佐久間の請求を全面的に棄却する判決を下した。

判決は理由の中で、石橋記者の発言に関し、川崎市が、一審原告佐久間が参加しようとしたデモに対する川崎市の公園使用不許可決定が、川崎市都市公園条例に基づくものであったこと、それにもかかわらず一審原告佐久間が演説において「不許可決定が、ヘイトスピーチ解消法を遡及するもので誤りである」などと述べたことを前提事実とした論評であって、その論評は前提事実が真実であり、意見ないし論評の域を逸脱したものではないと認めた。一審判決が確定していれば、報道機関による政治家への取材・批判の自由を著しく委縮させ、民主主義社会の根幹をなす表現の自由を搖るがす危険性があったものであり、我々弁護団は、当該高裁判決は当然のものであると認識している。

ところで、一審原告佐久間は、川崎市内において繰り返しなされた醜悪なヘイトスピーチを伴うヘイトデモを擁護する発言を繰り返し、また、川崎市川崎区池上町の住民に対し、「コリア系の方が日本鋼管の土地を占領している。共産革命の橋頭堡が築かれていた。」などと暴言を繰り返す人物である。一審においては、当該発言を批判した「悪意に満ちたデマによる誹謗中傷」との石橋記者の記事も正当と認められている。

本日の判決により、石橋記者のヘイトスピーチを批判する一連の記事及び発言が法的にも正当と認められたことを評価する。これからも、ジャーナリスト及び市民とともにヘイトスピーチたたかっていく所存である。

以上